

【児童福祉施設の自己点検表】

(福祉型児童発達支援センター／医療型児童発達支援センター)

施設名：

受検年月日： 年 月 日

担当者氏名：

○鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)	点検結果	○鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第26号)	点検結果
<p>第1章 総則</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義) 第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p> <p>(一般原則) 第3条 児童福祉施設は、明るく衛生的な環境の中で、児童福祉に関する素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援により、児童を心身ともに健やかで、社会に適応するよう育成することを目指して運営しなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者一人一人の人格を尊重して、それぞれの施設の目的を達成するよう運営しなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p>	適・否 適・否 適・否	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号。以下「条例」という。)第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項、第10条第2項、第11条第2項、第12条第2項、第13条第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条第2項及び第17条第2項並びに別表第1から別表第11までの規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義) 第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</p> <p>(助産施設の基準) 第3条 条例に定めるもののほか、助産施設の設備及び運営に関する基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第4条～第8条 略</p> <p>(児童発達支援センターの基準) 第10条 条例に定めるもののほか、児童発達支援センターの設備及び運営に関する基準は、別表第8のとおりとする。</p>	

<p>(平等原則)</p> <p>第4条 児童福祉施設においては、利用者の国籍、信条、社会的身分及び利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第5条 児童福祉施設においては、利用者に対し、虐待その他の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>2 児童福祉施設の長は、法第47条第1項本文の規定により利用者に対し親権を行うとき又は同条第3項の規定により利用者の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱め、その他権限を濫用する行為をしてはならない。</p> <p>(水準の向上)</p> <p>第6条 児童福祉施設は、その設備及び運営についての評価の結果等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。</p> <p>2 知事は、鳥取県社会福祉審議会の意見を聴き、児童福祉施設の設備及び運営の向上を図るものとする。</p> <p>第2章 設備及び運営の基準</p> <p>(助産施設の設備及び運営の基準)</p> <p>第7条 助産施設の設備及び運営に関する基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項に定めるものほか、助産施設の設備及び運営に関する基準は、助産施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>第8条～第13条 略</p> <p>(児童発達支援センターの設備及び運営の基準)</p> <p>第14条 児童発達支援センターの設備及び運営に関する基準は、別表第8のとおりとする。</p>	<p>適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否</p>	<p>第11条～第13条 略</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 平成24年4月1日前に設置された児童発達支援センターに対する別表第8の1の表職員の配置の項第3号の規定の適用については、同号中「言語聴覚士」とあるのは、「言語機能訓練担当職員」とする。</p> <p>附 則 (平成26年規則第44号) この規則は、平成26年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成26年規則第54号) この規則中別表第4設備の項第2号及びサービスの提供の項の改正規定は平成27年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成29年規則第10号) この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則別表第2の改正規定、別表第4の改正規定、別表第6の改正規定、別表9の改正規定（「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める部分に限る。）、別表第10の改正規定及び別表第11の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成30年規則第29号) この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第5、別表第6及び別表第10の改正規定については、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成31年規則第30号)</p>
---	--	--

<p>2 前項に定めるもののほか、児童発達支援センターの設備及び運営に関する基準は、児童発達支援センターの目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>第 15 条～第 17 条 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 (保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 乳児 4 人以上が入所する保育所に対する別表第 4 職員の配置の項第 2 号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち 1 人を保育士とみなすことができる。</p> <p>3 保育所に置く保育士の数は、別表第 4 職員の配置の項第 2 号の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日までの間、2 人を下回ることができる。この場合において、必要な保育士が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</p> <p>4 別表第 4 職員の配置の項第 2 号の規定の適用については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。</p> <p>5 1 日につき 8 時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所の利用定員に応じて置かなければならぬ保育士の数を超えるときは、別表第 4 職員の配置の項第 2 号の規定の適用については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならぬ保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。</p> <p>6 前 2 項の規定を適用する時は、保育士（別表第 2 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の</p>	<p>適・否</p>	<p>この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(令和 3 年規則第 18 号)抄 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 (鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 1 条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則(以下この項から附則第 5 項までにおいて「新規則」という。)別表第 7 の 1 の表サービスの提供の項第 2 号及び 2 の表サービスの提供の項第 2 号並びに別表第 8 の 1 の表サービスの提供の項第 2 号及び 2 の表サービスの提供の項第 2 号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めるとともに、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること」とする。</p> <p>3 この規則の施行の際現に存する主として知的障がいのある児童が入所する施設については、新規則別表第 7 の 1 の表職員の配置の項第 1 号(1)の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>4 この規則の施行の際現に存する主として視覚又は聴覚に障がいのある児童が入所する施設については、新規則別表第 7 の 1 の表職員の配置の項第 2 号(1)の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>5 この規則の施行の際現に存する福祉型児童発達支援センターに対する新規則別表第 8 の 1 の表職員の配置の項第 1 号の規定の適用については、令和 4 年 3 月 31 日までの間、同号中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士とすること」とあるのは「すること」とする。</p> <p>附 則(令和 4 年規則第 5 号) (施行期日)</p> <p>この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 (施行期日)</p>
---	------------	--

<p>数(前2項の規定の適用がないとした場合の別表第4職員の配置の項第2号の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。</p> <p>7 保育所の設置者は、知事が別に定めるところにより、附則第3項に規定する知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに附則第4項及び第5項の規定により保育士とみなされる者に対して、保育の質を確保するために必要な研修を受けさせなければならない。 (経過措置)</p> <p>8 平成23年6月17日前に建築された母子生活支援施設に対する別表第3設備の項第2号の規定の適用については、同号中「調理設備、浴室及び便所を設けること」とあるのは、「調理設備、浴室及び便所を設けること。ただし、施設内に調理場、浴室及び便所を設けている場合にあっては調理設備、浴室及び便所を、付近に公衆浴場等がある場合にあっては浴室を設けないことができる」と、「30平方メートル以上」とあるのは、「おおむね1人つき3.3平方メートル以上」とする。</p> <p>9 平成24年4月1日前に設置された児童発達支援センターに対する別表第8の1の表職員の配置の項第2号の規定の適用については、同号中「言語聴覚士」とあるのは、「言語機能訓練担当職員」とする。</p> <p>附 則(平成26年条例第16号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成26年条例第43号)抄 (施行期日) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。</p> <p>附 則(平成27年条例第36号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成28年条例第40号)</p>	<p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(次項において「新条例」という。)別表第1の1の表サービスの提供の項第8号、別表第1の2の表サービスの提供の項第7号、別表第1の3の表サービスの提供の項第8号、別表第1の4の表サービスの提供の項第8号及び別表第1の5の表サービスの提供の項第7号並びに別表第2の1の表サービスの提供の項第8号及び別表第2の2の表サービスの提供の項第7号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「周知すること」とあるのは「周知するよう努めること」とする。</p> <p>3 施行日から令和6年3月31日までの間、指定障害児通所支援事業者等において利用者の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にブザー等(新条例別表第1の1の表サービスの提供の項第9号に規定するブザー等をいう。以下この項において同じ。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、同号、新条例別表第1の2の表サービスの提供の項第8号及び別表第1の3の表サービスの提供の項第9号の規定にかかわらず、当該自動車にブザー等を設けないことができる。この場合において、当該指定障害児通所支援事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用者の所在の確認を行わなければならない。 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に設置している児童発達支援センターについては、第1条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例(次項において「新児童福祉施設条例」という。)別表第8設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p>
---	--

<p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成 29 年条例第 1 号） この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 30 年条例第 23 号） この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 31 年条例第 22 号） この条例は、元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行の日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年条例第 16 号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(令和 3 年条例第 17 号)抄 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 (鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 1 条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例別表第 7 の 1 の表サービスの提供の項第 5 号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 (鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 2 条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（次項において「新条例」という。）別表第 1 の 1 の表サービスの提供の項第 8 号、別表第 1 の 2 の表サービスの</p>	<p>3 この条例の施行の際現に設置している児童発達支援センターについては、新児童福祉施設条例別表第 8 職員の配置の項の規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができる。 (鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項の規定により改正法第 2 条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新法」という。）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けたものとみなされているものについては、第 2 条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（以下「新通所支援事業等条例」という。）別表第 1 の 1 の表の従業者の配置の項の規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができる。</p> <p>5 改正法附則第 4 条第 1 項の規定により新法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けたものとみなされているものについては、新通所支援事業等条例別表第 1 の 1 の表の設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>6 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者（主として難聴児が通う事業所又は主として重症心身障害児が通う事業所に係るものに限る。）については、新通所支援事業等条例別表第 1 の 1 の表従業者の配置の項及び利用定員の項の規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができる。</p> <p>7 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者（主として難聴児が通う事業所又は主として重症心身障害児が通う事業所に係るものに限る。）については、新通所支援事業等条例別表第 1 の 1 の表の設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p>
--	---

<p>提供の項第 7 号、別表第 1 の 3 の表サービスの提供の項第 8 号、別表第 1 の 4 の表サービスの提供の項第 8 号及び別表第 1 の 5 の表サービスの提供の項第 7 号並びに別表第 2 の 1 の表サービスの提供の項第 8 号及び別表第 2 の 2 の表サービスの提供の項第 7 号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「周知すること」とあるのは「周知するよう努めること」とする。</p> <p>3 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、指定障害児通所支援事業者等において利用者の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にブザー等(新条例別表第 1 の 1 の表サービスの提供の項第 9 号に規定するブザー等をいう。以下この項において同じ。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、同号、新条例別表第 1 の 2 の表サービスの提供の項第 8 号及び別表第 1 の 3 の表サービスの提供の項第 9 号の規定にかかわらず、当該自動車にブザー等を設けないことができる。この場合において、当該指定障害児通所支援事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用者の所在の確認を行わなければならない。</p> <p>(施行期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 (鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 2 この条例の施行の際現に設置している児童発達支援センターについては、第 1 条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例(次項において「新児童福祉施設条例」という。)別表第 8 設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。 3 この条例の施行の際現に設置している児童発達支援センターについては、新児童福祉施設条例別表第 8 職員の配置の項の規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができる。 (鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置) <p>4 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号。）</p>		
---	--	--

<p>以下「改正法」という。) 附則第4条第1項の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新法」という。) 第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(以下「新通所支援事業等条例」という。) 別表第1の1の表の従業者の配置の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。</p> <p>5 改正法附則第4条第1項の規定により新法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新通所支援事業等条例別表第1の1の表の設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>6 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者(主として難聴児が通う事業所又は主として重症心身障害児が通う事業所に係るものに限る。)については、新通所支援事業等条例別表第1の1の表従業者の配置の項及び利用定員の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。</p> <p>7 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者(主として難聴児が通う事業所又は主として重症心身障害児が通う事業所に係るものに限る。)については、新通所支援事業等条例別表第1の1の表の設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p>	<p>別表第8 (第14条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1035 1107 2151 1456"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員の配置</td> <td> 1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、調理員を置かないことができる。 (1) 施設の長 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士 (40人を超える児童が通う施設に限) </td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、調理員を置かないことができる。 (1) 施設の長 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士 (40人を超える児童が通う施設に限)
項目	基準				
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、調理員を置かないことができる。 (1) 施設の長 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士 (40人を超える児童が通う施設に限)				
適・否	適・否				

	<p>る。)</p> <p>(5) 調理員</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者</p> <p>(7) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）</p> <p>2 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引等の医療行為をいう。以下同じ。)を恒常に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合、前号に掲げる職員のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>3 肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、第1号に掲げる職員のほか、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要な職員を置くこと。</p> <p>4 職員は、利用する児童の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>5 第3号の場合を除き、嘱託医師を定めておくこと。</p>	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	<p>置かないことができること。</p> <p>4 次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を施設に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引等の医療行為(以下「医療的ケア」という。)を行う場合</p> <p>(2) 当該施設(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合</p> <p>(3) 当該施設(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合</p> <p>5 利用者の支援に直接従事する職員以外の職員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</p>	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否
設備	<p>1 主として重症心身障害児が通う施設を除き、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 発達支援室</p> <p>(2) 遊戯室</p> <p>(3) 屋外遊戯場（施設の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）</p> <p>(4) 医務室</p> <p>(5) 相談室</p> <p>(6) 調理室</p> <p>(7) 便所</p> <p>(8) 静養室</p> <p>(9) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</p>	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	<p>設備</p> <p>1 消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けること。</p> <p>2 利用者の支援に支障がないと認められる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができること。</p>	適・否 適・否 適・否 適・否
			サービス	1 利用者の使用する設備、食器等は、衛生的な

	<p>等</p> <p>2 肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前号((4)を除く。)に掲げる設備のほか、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けること。</p> <p>3 発達支援室の1室の定員はおおむね10人(主として重症心身障害児が通う場合にあっては、5人)とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。</p> <p>4 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。</p>	適・否 適・否 適・否 適・否	の提供	<p>管理に努めること。</p> <p>2 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の予防のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p> <p>(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 職員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。</p> <p>3 利用者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、利用者を入浴させ、又は清しきすること。</p> <p>4 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行うこと。</p> <p>5 避難訓練、消火訓練又は地震等の災害に対する訓練にあっては毎月1回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行うこと。</p> <p>6 食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、あらかじめ作成された献立に従って施設内の調理室で調理されたものを適切な時間に提供すること。また、その材料には、県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用すること。</p> <p>7 利用者に対して健康な生活の基本として正しい食習慣を身に付けさせること。</p>	適・否 適・否 適・否 適・否
障害児支援計画	児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障がいの特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児通所支援を行うこと。	適・否 適・否 適・否 適・否			適・否 適・否 適・否 適・否
サービスの提供	<p>【別表第7の1の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</p> <p>(1) 利用者の援助に関する事項</p> <p>(2) その他施設の管理についての重要事項</p> <p>2 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>3 利用者の待遇について自己点検を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>4 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよ</p>	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否			適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否

	<p>う連携に努めること。</p> <p>5 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>6 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>	適・否		<p>8 生活指導は、利用者ができる限り社会に適応するよう行うこと。</p> <p>9 利用者の保護者に利用者の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該利用者を取り扱った児童福祉司又は児童委員と密接な連絡をとり、利用者の生活指導につき、その協力を求めること。</p> <p>10 利用者に対し、通所開始時の健康診断及び必要な都度の健康診断を、学校保健安全法に規定する児童生徒等の健康診断に準じて、又は、利用者の障がいの特性等に配慮して行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握した場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>児童相談所等における 通所前の健康診断</td><td>通所開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td>利用者が通学する学校 における健康診断</td><td>必要な都度の健康診断</td></tr> </table> <p>11 前号の健康診断をした医師から、当該健康診断の結果に基づき通所の中止等の勧告を受けた場合は、これに従って適切な措置を講ずること。</p> <p>12 利用者に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、利用者の福祉に有害な実験にわたってはならない。</p> <p>13 職員の健康診断に当たっては、利用者の食事を調理する者について特に綿密な注意を払うこと。</p> <p>14 職員に対し、施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上のための研修の機会を確保すること。</p>	児童相談所等における 通所前の健康診断	通所開始時の健康診断	利用者が通学する学校 における健康診断	必要な都度の健康診断	適・否 適・否 適・否
児童相談所等における 通所前の健康診断	通所開始時の健康診断								
利用者が通学する学校 における健康診断	必要な都度の健康診断								
記録の作成及び保存	<p>【別表第1 記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>職員、設備及び会計に関する帳簿、事故等への対応の項第3号及び第4号の記録並びに利用者の処遇に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	適・否		<p>11 前号の健康診断をした医師から、当該健康診断の結果に基づき通所の中止等の勧告を受けた場合は、これに従って適切な措置を講ずること。</p> <p>12 利用者に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、利用者の福祉に有害な実験にわたってはならない。</p> <p>13 職員の健康診断に当たっては、利用者の食事を調理する者について特に綿密な注意を払うこと。</p> <p>14 職員に対し、施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上のための研修の機会を確保すること。</p>	適・否				
事故等への対応	<p>【別表第1 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>4 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び</p>	適・否 適・否 適・否 適・否		<p>11 前号の健康診断をした医師から、当該健康診断の結果に基づき通所の中止等の勧告を受けた場合は、これに従って適切な措置を講ずること。</p> <p>12 利用者に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、利用者の福祉に有害な実験にわたってはならない。</p> <p>13 職員の健康診断に当たっては、利用者の食事を調理する者について特に綿密な注意を払うこと。</p> <p>14 職員に対し、施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上のための研修の機会を確保すること。</p>	適・否 適・否 適・否 適・否				

	<p>家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>5 法第46条第1項又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p>	適・否	<p>15 条例及びこの規則の基準を超えて設備を有し、又は運営をしている施設においては、条例及びこの規則を理由として、その設備又は運営を低下させないこと。</p>	適・否
			<p>記録の作成及び保存</p> <p>【別表第1 記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 条例別表第1 記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間</p> <p>2 記録、作成その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
			<p>事故等への対応</p> <p>【別表第1 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 苦情の処理に当たっては、当該施設の職員以外の者を関与させること。</p> <p>2 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応等が記載された</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>

		<p>手引きを整備すること。</p> <p>(2) 事故発生の防止のための会議を設置すること。</p> <p>(3) 職員に対する事故発生の防止のための研修を定期的に行うこと。</p> <p>3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条の規定による調査又はあっせんに協力すること。</p> <p>4 助産所である施設にあっては、利用者が産科手術の必要な異常分娩をするおそれのあるときは、速やかに適当な病院又は診療所に入院させること。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。</p>	適・否 適・否 適・否 適・否
--	--	---	--------------------------